

IV 予 防 接 種 事 業

[予防接種事業]

1. 概要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与することを目的に、予防接種事業を実施している。

接種にあたっては、個人の体質等を理解したかかりつけ医が、普段の健康状態、当日の体調等を的確に把握した上で行う個別接種が推進されていることから、医療機関による個別実施で行っており、訪問、相談、健診時や、個別通知、学校などを通じたPRなど、さまざまな機会を通じ、接種勧奨を行い、安全で、効果的な接種に繋げている。

なお、かかりつけ医が市外である場合や、やむを得ない理由により、県外で接種する場合においても公費で受けられる制度を実施している。さらに、麻しん・風しん混合1期について、年齢を定めて任意予防接種の費用助成を行い、定期予防接種での接種機会を逃した者に対し、接種期間を確保している。

(乳幼児・児童生徒予防接種事業の経過)

平成 22 年 8 月 27 日	日本脳炎 1 期を接種していない平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの者は、9 歳以上 13 歳未満で接種可能となる。
平成 23 年 5 月 20 日	日本脳炎特例措置制度が変更され、平成 7 年 6 月 1 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者は 20 歳になる前日までの間、1 期、2 期のうち不足している回数分を接種できる。
平成 25 年 4 月 1 日	日本脳炎特例措置の対象者に平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれの者が追加される。
平成 25 年 6 月 14 日	子宮頸がん予防ワクチン積極的勧奨の見合わせ開始。
平成 26 年 10 月 1 日	水痘の定期予防接種開始。
平成 27 年 3 月 31 日	水痘の特例制度（3 歳～5 歳未満における 1 回目接種）終了。
平成 28 年 7 月 15 日	三種混合ワクチンの販売中止に伴い、三種混合の定期予防接種が廃止。
平成 28 年 10 月 1 日	B 型肝炎の定期予防接種開始。
平成 30 年 1 月 29 日	三種混合ワクチンの販売開始に伴い、三種混合の定期予防接種が再開。
令和 2 年 10 月 1 日	ロタウイルス感染症の定期予防接種開始（令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた者が対象）。
令和 3 年 11 月 26 日	子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開。
令和 4 年 4 月 1 日	子宮頸がん予防ワクチンキャッチアップ接種を開始。積極的勧奨を控えていた平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれの女子（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に高校 2 年生相当以上の者）を対象とした 3 年間の時限的措置として実施。
令和 6 年 4 月 1 日	五種混合の定期予防接種開始。
令和 7 年 12 月 12 日	四種混合ワクチンの販売中止に伴い、四種混合の定期予防接種が廃止。

2. 接種状況

(1) 定期予防接種

1) 乳幼児・児童生徒

(人)

種類	年度	R3	R4	R5	R6	R7
ロタウイルス感染症		1,750	1,588	1,457	1,470	1,451
ロタリックス	1回	792	693	648	673	640
ロタリックス	2回	777	702	646	663	649
ロタテック	1回	62	61	53	43	57
ロタテック	2回	59	65	55	42	54
ロタテック	3回	60	67	55	49	51
ヒブワクチン		3,325	3,125	2,887	824	36
1期初回	1回目	864	766	713	2	0
	2回目	849	780	712	63	0
	3回目	829	780	730	118	0
1期追加		783	799	732	641	36
小児肺炎球菌ワクチン		3,328	3,120	2,885	2,844	2,862
1期初回	1回目	866	767	711	721	703
	2回目	849	780	710	718	709
	3回目	829	778	728	703	694
1期追加		784	795	736	702	756
B型肝炎		2,496	2,296	2,131	2,160	2,109
	1回目	863	763	714	719	704
	2回目	846	779	712	715	708
	3回目	787	754	705	726	697
B C G		821	781	738	714	693
不活化ポリオ		0	0	1	2	15
1期初回	1回目	0	0	1	0	0
	2回目	0	0	0	1	0
	3回目	0	0	0	1	0
1期追加		0	0	0	0	15
三種混合		0	0	0	0	14
1期初回	1回目	0	0	0	0	0
	2回目	0	0	0	0	0
	3回目	0	0	0	0	0
1期追加		0	0	0	0	14
四種混合		3,293	3,091	3,122	935	207
1期初回	1回目	846	782	774	4	0
	2回目	836	779	782	66	0
	3回目	833	784	808	124	1
1期追加		778	746	758	741	206
五種混合					2,003	2,816
1期初回	1回目				719	704
	2回目				652	711
	3回目				585	699
1期追加					47	702
二種混合2期		816	882	876	820	731
麻しん・風しん混合		1,637	1,692	1,575	1,546	1,505
1期		766	795	752	715	728
2期		871	897	823	831	777
水痘		1,538	1,496	1,460	1,397	1,409
	1回目	773	794	750	708	725
	2回目	765	702	710	689	684
子宮頸がんワクチン		283	1,202	1,156	3,269	1,286
	1回目	116	445 (◆225)	468 (◆247)	1,370 (◆994)	250
	2回目	101	420 (◆214)	365 (◆209)	1,095 (◆797)	503 (◆265)
	3回目	66	337 (◆175)	323 (◆222)	804 (◆678)	533 (◆442)
日本脳炎		2,346	4,184	3,302	3,136	2,935
1期初回1回目(特例)		825 (★36)	877 (★21)	751 (★5)	754 (★13)	712 (★4)
1期初回2回目(特例)		771 (★36)	858 (★22)	754 (★6)	744 (★14)	703 (★4)
1期追加(特例)		322 (★49)	1,153 (★42)	806 (★25)	733 (★20)	684 (★5)
2期(特例)		428 (★85)	1,296 (★119)	991 (★57)	905 (★37)	836 (★30)

★特例(1期は7歳半以上、2期は13歳以上)の再掲。

◆キャッチアップ接種の再掲。令和7年度は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に子宮頸がん予防ワクチン1回以上接種した者のみ令和8年3月31日まで期間延長。

再掲) 上記表の内長期療養児または新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長件数

年度	種類	主な内容
R3	長期療養児	B型肝炎2回目1件、B型肝炎3回目1件、MR1期1件実施。
	コロナ	水痘2回目1件、二種混合1件実施。
R4	長期療養児	日本脳炎追加1件、日本脳炎2期1件、二種混合1件実施。
	コロナ	B型肝炎3回目2件、水痘2回目1件、日本脳炎追加1件、二種混合2件実施。
R5	長期療養児	B型肝炎3回目2件、MR1期1件、日本脳炎1期2回目1件、日本脳炎2期2件、二種混合2件実施。
	コロナ	二種混合1件実施。
R6	長期療養児	B型肝炎3回目2件、水痘2回目1件実施。
	長期療養児	B型肝炎3回目1件、水痘2回目1件、二種混合1件実施。
R7	麻しん風しん混合ワクチン定期予防接種の期間延長※	MR1期1件、MR2期11件実施。

※麻しん風しん混合ワクチンについて、一部の自治体及び医療機関において供給が行き届いていないことが確認された。令和6年度に接種対象期間を迎えたものの、その期間内に接種を受けられなかった者に対して令和9年3月31日まで接種対象期間が延長。

2) 風しん第5期

- 目的 風しん流行による先天性風しん症候群の発生を防ぐ。
- 対象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
- 実施期間 令和元年7月1日から令和7年3月31日（令和4年3月31日から3年間延長）
 ※MRワクチンについて、一部の自治体及び医療機関において供給が行き届いていないことが確認されたため、接種対象期間が令和9年3月31日まで延長（抗体検査は対象期間延長の対象外）
- 実施状況
- ・対象の男性に対し、全国無料で予防接種法に基づく定期接種を実施。
 - ・ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査をし、陰性の者に対してワクチンの接種を実施。
 - ・市のクーポン券の準備期間（令和元年4月から6月まで）に実費負担で抗体検査もしくは予防接種を実施した場合の償還払い制度を開始。
 - ・全国統一様式で実施し、国保連合会を経由して市に請求がくる。

(ア) 風しん抗体検査

(人)

年度	R3			R4			R5		
	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計	陰性	陽性	合計
市内	239	802	1041	43	122	165	10	70	80
市外	31	59	90	15	46	61	23	15	38
県外	13	67	80	4	24	28	1	4	5
合計	283	928	1,211	62	192	254	34	89	123
率	23%	77%	100%	24%	76%	100%	28%	72%	100%

(人)

年度	R6		
	陰性	陽性	合計
市内	26	111	137
市外	7	9	16
県外	1	5	6
合計	34	125	159
率	21%	79%	100%

(イ) 風しん予防接種（MRワクチン）

(人)

年度	R3		R4		R5	
	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数
市内	253	0	53	0	29	0
市外	20	0	7	0	4	0
県外	5	0	1	0	0	0
合計	278	0	61	0	33	0

(人)

年度	R6		R7	
	接種者数	見合わせ者数	接種者数	見合わせ者数
市内	25	0	4	0
市外	0	0	0	0
県外	0	0	0	0
合計	25	0	4	0

(ウ) 風しん予防接種（風しん単独ワクチン）

(人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
接種者数	4	0	2	3	0

3) 高齢者

目的

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資すること。

対象

- ・高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症
 - (ア) 接種時年齢65歳以上の者
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器機能に日常生活行動が極度に制限される程度の障がい有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者
- ・高齢者肺炎球菌感染症
 - (ア) 接種時年齢65歳の者（令和6年度より）
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器機能に日常生活行動が極度に制限される程度の障がい有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者
 - (ウ) 上記（ア）（イ）の者で、過去に23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチンにて肺炎球菌の予防接種を接種したことのない者
- ・高齢者带状疱疹
 - (ア) 年度末年齢65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の者
また、令和7年度については、100歳以上の年齢の者も対象
 - (イ) 60～65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者
 - (ウ) 上記（ア）（イ）の者で、過去に带状疱疹ワクチンを接種完了していない者、ただし、医師が带状疱疹の予防接種が認めた場合は接種可能

実施期間

- ・高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症：
毎年度の10月1日から1月31日（令和6年度のみ10月1日から3月31日）
 - ・高齢者肺炎球菌感染症、高齢者带状疱疹：通年
- ※令和7年5月より高齢者带状疱疹の定期予防接種を開始

実施状況

(人)

種類	年度	R2	R3	R4※1	R5※2	R6	R7
高齢者インフルエンザ		22,168	19,258	19,565	18,798	17,472	17,494
高齢者新型コロナウイルス感染症						6,981	3,785
高齢者肺炎球菌感染症		1,174	1,153	1,009	1,083	416	482
高齢者带状疱疹（生ワクチン）							604
高齢者带状疱疹 組換えワクチン1回目							1,679
高齢者带状疱疹 組換えワクチン2回目							1,618

※1 新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長を、高齢者肺炎球菌感染症2件実施

※2 長期療養による期限延長で、高齢者肺炎球菌感染症1件実施

(2) 任意予防接種

1) 麻しん・風しん混合予防接種

目的

麻しん及び風しんの蔓延を予防する。

対象

麻しん・風しん混合ワクチン1期を対象年齢内に接種できなかった、生後24月から36月未満の者

実施期間

通年

実施状況

令和4年度、令和5年度、令和6年度は申請なし。

(延人数)

種類	年度	R3	R4	R5	R6	R7
麻しん・風しん混合ワクチン1期を対象年齢内に接種できなかった、生後24月から36月未満の者		2	0	0	0	1

2) 子宮頸がんワクチン任意接種償還払い

目的

子宮頸がんを予防する。

対象

子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんワクチンの任意接種を受けた者

申請期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日

実施状況

(人)

種類	年度	R5	R6
申請人数（接種回数）		4 (12)	5 (13)

3. 予防接種健康被害救済制度

- 目的 予防接種を受けて健康被害が生じた場合に金銭的な補助をする。
- 対象 樫原市に住所を有している間に予防接種法第2条に規定する定期の予防接種等を受けた者のうち、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した者
- 実施期間 通年
- 実施状況 令和3年度以降分はすべて新型コロナウイルス感染症予防接種での申請。

予防接種健康被害調査委員会 開催状況

年度	R3	R4	R5	R6	R7
開催回数	2	2	2	1	1
審議件数	3	5	4	2	1

予防接種健康被害認定状況

(件)

年度		R3	R4	R5	R6	R7
進達件数		2	6	3	4	1
進達結果	認定	0	2※	3	8	1
	否認定	0	0	0	0	1
未承認件数（累積）		2	6	6	2	1

※令和4年度に認定された1件は調査委員会開催なしで進達（アナフィラキシー）